

## 「東北地方太平洋沖地震」により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置内容の変更および追加について

平成23年5月31日  
北陸電力株式会社

当社は、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害により、現在も多くの方々が長期にわたる避難生活を余儀なくされている状況を踏まえ、電気料金その他の特別措置内容の変更及び追加措置について、本日（5月31日）経済産業大臣宛に申請し、認可されましたのでお知らせします。

当社は、本年3月11日に発生した同地震に起因して、当社の供給区域内において需給契約を新たに締結されるお客さま等からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしております。（3月31日お知らせ済）

現在も多くの方々が長期にわたる避難生活を余儀なくされている状況を踏まえ、支払期限の更なる延長等、これまでの措置内容の変更および追加措置を講ずることとし、本日、経済産業大臣宛に申請し、認可されました。

### 1. 対象となるお客さま

災害救助法が適用された市区町村および隣接する地域において被災されたお客さま

### 2. 特別措置の内容変更および追加

#### (1) 特別措置内容の変更

被災されたお客さまの電気料金の支払期限<sup>1</sup>を、さらに3ヶ月間延長し、平成23年3月分は6ヶ月間、4月分は5ヶ月間、5月分は4ヶ月間延長いたします。

#### (2) 特別措置の追加

被災されたお客さまの平成23年6月分、7月分および8月分電気料金は、それぞれの早収期間<sup>2</sup>経過後も早収料金<sup>3</sup>を適用するとともに、支払期限を平成23年6月分は3ヶ月間、7月分は2ヶ月間、8月分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

1 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

2 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。

3 早収料金とは、早収期間内にお支払いいただいた場合の電気料金をいいます。なお、早収期間を経過してお支払いいただいた場合は、遅収料金（早収料金にその3パーセントを加えたもの）を適用いたします。

以上

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

報道機関の皆さまのお問い合わせ先

地域広報部報道チーム (076-405-0110)

石川支店総務部地域広報チーム (076-233-8851)

福井支店総務部地域広報チーム (0776-29-6966)